

承認第2号

専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和2年6月9日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(別紙)を下記の理由により専決処分する。

令和2年3月31日

南風原町長 赤 嶺 正 之

(専決処分した理由)

地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第109号)が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、南風原町国民健康保険税条例についても改正が必要であり、同年4月1日施行のため、議会を招集する時間的余裕がないことにより専決処分する。

南風原町条例第 17 号

南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

南風原町長 赤嶺正之

南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

以下、別紙のとおり

南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南風原町国民健康保険税条例（平成12年南風原町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「610,000円」を「630,000円」に改め、同条第4項ただし書中「160,000円」を「170,000円」に改める。

第19条中「610,000円」を「630,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に改め、同条第2号中「280,000円」を「285,000円」に改め、同条第3号中「510,000円」を「520,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の南風原町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
（課税額） 第2条 （略） 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>630,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>630,000円</u>とする。 3 （略） 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>170,000円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>170,000円</u>とする。	（課税額） 第2条 （略） 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>610,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>610,000円</u>とする。 3 （略） 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>160,000円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>160,000円</u>とする。
（国民健康保険税の減額） 第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>630,000円</u>を超える場合には、<u>630,000円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）並びに	（国民健康保険税の減額） 第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>610,000円</u>を超える場合には、<u>610,000円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）並びに

改正後	改正前
同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>170,000円</u>を超える場合には、<u>170,000円</u>）の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>285,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ (略) (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>520,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当するものを除く。） ア～カ (略)	同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>160,000円</u>を超える場合には、<u>160,000円</u>）の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>280,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ (略) (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>510,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当するものを除く。） ア～カ (略)